

令和7年5月22日(木)
嘉田 由紀子 議員(維新)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 本法律案において、民事裁判情報のデータベース化に当たり、個人のプライバシーを守るためにどのような措置がなされることとなるか、法務当局に問う。

- 本法律案では、指定法人による民事裁判情報の取得・管理・提供の各場面において訴訟関係者の権利利益に対する配慮をしており、具体的には、
 - ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象になった情報を取得しない
 - ・ 保有する民事裁判情報等については、目的外使用を禁止するとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じる
 - ・ データベースの構築に当たり、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行う
 - ・ 個別の事情を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じた追加的な仮名処理を行うこととしている。

- 法務省としては、指定法人によりこれらの措置が的確になされるよう、各種の監督権限を通じて適切に対処してまいりたい。

(参考1) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

(参考2) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

(参照条文)

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第一百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2～8 (略)

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所(以下この項及び次項において「住所等」という。)の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者

又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2～4 （略）

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～11 （略）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者で

あつた者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。